

令和5年10月理事会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月30日（月） 15時00分 ～ 16時15分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|---------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 山 崎 章 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 播 磨 俊 郎 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 今 泉 礼 三 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 天 野 勝 司 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 |
| 同 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 長 島 公 之 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 大 杉 和 司 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 新 谷 信 幸 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 加 瀬 勝 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 支払基金改革の進捗状況
 - 2 報告事項
 - (1) 中期財政運営検討委員会の設置及び開催状況
 - (2) レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付状況
 - (3) 支払基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰
 - (4) 懲戒処分
 - 3 定例報告
 - (1) 令和5年8月審査分の審査状況
 - (2) 令和5年9月審査分の特別審査委員会審査状況
 - (3) 令和5年9月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として長尾理事、大杉理事にお願いをする。

また、本日は被保険者代表の福田理事、寺田理事、診療担当者代表の猪口理事が欠席である。この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、13名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは議題に入る。

議題1「支払基金改革の進捗状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金改革に係る、

- 集約前の令和3年度と比較した令和5年度前半の審査実績の推移
- AIによる振分機能の実装
- 審査結果の不合理的な差異解消の取組
- 審査の差異の可視化レポート機能の導入
- 統一的なコンピュータチェックルールの設定
- 在宅勤務（職員・審査委員）の実施状況
- 人事制度・労働条件の見直し
- 既存事務所の有効活用

についての進捗状況を説明。

(理事長)

ただいまの「支払基金改革の進捗状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

人事制度・労働条件の見直しに関して、都労委への申立から取下げまで1年かかったということで、基本的には、日頃から建設的な労使関係がきちんと確立されていれば、こういうことが起こらずに済むと思う。今回取下げに至ったこと、これは双方のご努力あってのことだと思うが、これは今後も建設的な労使関係への努力を続けていき、円滑な支払基金運営を行っていただければと思う。ありがとうございました。

(理事長)

他に質問、意見等があればご発言ください。

改革から1年が経過したところで、私も職員に対してメッセージを出している。

冒頭ご説明させていただいたように、私が5年前に理事長に就任して以来、スライド5にあるように、1万点当たりの原審査査定点数は、下がり続けてきた。平成29年7月に「支払基金業務効率化・高度化計画」が決定され、定員削減が始まって以来、一貫して成績が下がってきていたというものであるが、先ほどの説明にもあったように、職員の独自疑義付箋契機の原因審査査定点数であるとか、コンピュータチェックを職員が解除したことによって保険者から再審査請求があり、再審査査定になったものの点数を減らすなど、明確な審査の目標を決定し、毎月しっかり進捗管理をしてきた効果であると思っている。また、AIによって職員が、あるいは審査委員が見るべきレセプトの絞込みを行っている。直近でいうと、目視対象レセプトに振られたレセプトの98%は職員がしっかり目視ができている。この10月からは目視対象レセプトの割合が原則として10%。足元でいうと今10.6%であるが、さらに絞り込み、ほぼ100%きっちりと審査事務ができる体制が構築できた。そういう意味でいうと、薄く広く見ていた時と比べると、絞り込んだレセプトを丁寧にみるできるようになったという効果も表れているのではないかとと思っている。

昨年10月に現役職員1,012人が転勤をして、転居や長時間通勤という負担を課したわけであるが、職員も在宅勤務やフレックスタイムを活用して、何とか審査事務等の業務の時間を確保するという一方で、努力をしてくれた成果ではないかとと思っている。

先ほど理事からご指摘があったが、改革の過程で、人事配置方針全体についての説明が不十分で、十分な協議の時間を確保することができずに、労働委員会に対する救済申立に至ったということについては、大変遺憾で、反省をしている。

今後、人事評価制度、その他残された課題もあるので、今回締結した和解協定書を踏まえて、十分な時間を取って誠実に交渉していきたいと思っている。

1年経過したということで、今感じていることを申し上げた。

今年度は、改革の効果を関係者の皆様に還元する年であると申し上げている。先ほど申し上げたように、審査事務の効率化・高度化ということについては成果が上がっている。審査結果の不合理的な差異の解消に向けても、職員が気づいた差異ということでは、先ほど見ていただいたように、複数の都道府県を担当することによって、職員からは1,000を超える申出が出て

きている。まだ直接ブロック間の取決に至ったものについては24ということではあるが、今後着実に成果を上げていくように努力していきたいと思っている。

この間の理事、監事の皆様のご理解、ご協力に対して、深く感謝を申し上げます。

続いて、報告事項(1)「中期財政運営検討委員会の設置及び開催状況」、報告事項(2)「レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

中期財政運営検討委員会の設置及び開催状況
について

- ・委員の構成・委員会による決定
- ・委員会での意見
- ・突発的リスクに対応するための新たな積立預金の保有水準及び利益剰余金の取扱いについて

内部留保による新たな積立預金の保有水準、利益剰余金の取扱いを説明。

レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付状況
について、

- ・令和5年7月から9月までに発生した誤送付状況
医療機関等・保険者等への書類の誤送付件数、個人情報保護委員会への報告対象事例
- ・全国的な対応（本部からの指示）

ヒアリング結果から得た発生原因を踏まえた、業務処理マニュアルの見直し及び発送前の留意事項の周知徹底を説明。

(理事長)

ただいまの説明について、質問、意見等があればお受けしたいと思うが、まず、「中期財政運営検討委員会の設置及び開催状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

本委員会に関し理解や認識不足があってはいけないので、伺いたい。

スライド23の最後の行に書かれているとおり、検討事項については、本委員会の意見としてまとめ、理事会の場で報告するという位置づけであり、何かを理事会で決定するというのではなく、委員会での議論や検討状況を理事会で報告し、それを理事会が確認する、という位置づけだと考えてよろしいか。

(事務局)

立てつけについては、委員会で取りまとめていただき、4者構成で公正に検討していただいた結果を報告させていただくということになる。

私ども、理事長指名で検討委員会委員になっているが、事務方という立場もあるので、事務方としては、理事会で特段、別案というものがなければ、その報告に基づいて作業を進めることになると思う。

(保険者代表理事)

承知したが、もう少し具体的に申し上げると、例えば内部留保は〇〇億円が妥当か否かということが本委員会で議論されたとしても、それ自体は理事会の決定事項そのものではない、ということよろしいか。要するに、例えば内部留保の話で言えば、委員会での報告を受けて、支払基金事務局としては、その水準を認識しながら予算作成に入るということか。

また、剰余金の話も出てくるが、内部留保の話と剰余金の話は、少々性質が異なると思っている。剰余金の話というのは、委員会、すなわち4者での話し合いを意識しながら、実際は毎年基金側と支払側で協議していくものと考えている。こうした位置づけでの委員会議論、理事会への報告だと思っているが、そのように理解をしてよろしいか。

(事務局)

理事のご指摘のように、理事会決定かどうかということであるが、ここで報告事項として掲げているので、報告をさせていただき、理事会の中でもし具体的な異論があれば、そのことを当然ながら考慮することになると思う。

特段、例えば、ここについて言うと、4者構成ということは、基本的にはこれは法人自体の中期的な財政運営、そして、手数料の平準化については、関係者、支払側だけではなく、保険料で賄われていることから被保険者代表の方の関心事でもあり、また、診療担当者代表の方も、手数料や審査の安定は、医療の提供と車の両輪であるというご意見もいただいているので、4者の中で議論していただく方式が9月理事会のときに採られたわけである。その上で、今回については、この報告について、特段具体的に、例えば28億円や、3分割について別案という話がなければ、これで事務局としては、

しっかりとした案を作成する、そういう作業に入ることになると思う。

(保険者代表理事)

本委員会で検討された内容を軽んじてはいけないことはもちろんである。ただ都度の手数料協議というのは、契約という形で落とし込まれるものであり、契約の当事者同士のやり取り、これが基本だと思う。

そして、その協議を進める上では、委員会のなかでどのような議論・検討がなされたのか、ということは、当然関係者が重々認識しておくべきだと思っている。そういう位置づけや関係にある、ということを確認したく伺った次第である。

(理事長)

本日の理事会ではあくまでも報告ということであり、理事会決定ということではないと、そこは理事のおっしゃるとおりだと思う。最終的には、審査支払手数料は支払側との契約による、これも異論のないところかと思う。

ただ、この間、新型コロナの流行等に伴い、退職給付引当預金を取り崩して、サステナブルではない財政運営をしてきた反省に鑑みて、また、施設設備の積立が十分できない状況で来たという反省に鑑みて、中期的に安定的な財政運営ができるようにということで、9月の理事会で、この検討の場を設置するというのと、一定の留保が必要だということについては、支払基金の最高意思決定機関である理事会において、ご了解をいただいた。その上で、4者構成の委員会で一定の方向性を取りまとめていただいたということである。基本はこの方針の下で、具体的には来年2月になるが、その間に、もちろん保険者の皆さんとの手数料協議があるが、大枠はこの方針に従って予算編成は進めていきたい。その過程で、保険者の皆さんからのご意見があれば、そこは調整するということかと思うので、大枠の方針についてはこれで、予算編成に進んでいきたいとは考えている。

(保険者代表理事)

本検討委員会が設置された背景や経緯について、今、理事長がおっしゃったことは、理解しているつもりである。検討委員会で検討された内容をしっかりと踏まえて、他の場でも協議すべきことを協議すると、そのように捉えておいてよろしいかということであり、おっしゃることは分かった。

(理事長)

保険者との協議は、いずれにしろ、手数料協議は契約締結の前提として当然あることだと考えている。

繰り返しになるが、協議の過程で、いろいろなご指摘はあると思うが、大枠は理事会の承認を得た委員会の取りまとめを基本として、予算編成はしていきたい。その過程で保険者の皆様からのご意見は十分承りたいと思う。

(保険者代表理事)

承知した。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

検討委員会に2回参加をさせていただき、事務局から丁寧に説明を頂戴した。

取りまとめの中では、こういった取りまとめについて理解したということで発言をさせていただいた。ただ、この検討委員会の報告と、今、理事長がおっしゃられた手数料の交渉というのは、また別物だと理解をしている。それで、保険者の言うことも聞くべきことは聞くというスタンスですとお答えになられたと理解した。

また手数料交渉の場で、いろいろな意見も良い意見もあると思うので、基金にとっては頭の痛い意見もあるかもしれないが、調整をしながら、ぜひ令和6年度の手数料については、決定をしていただければと思う。よろしくお願ひ申し上げます。

(保険者代表理事)

この委員会には、私も協会けんぽの保険者代表の一人として参加をさせていただいた。健保連の皆さんからもご指摘があったが、これから手数料の協議と予算編成、もう11月になり時間も限られている。この委員会で議論をきちんとなしてくれという理事会でのご指示もあったわけであり、スライド24にあるような合意事項、令和6年度28億円をこの予算上、この基金を設置した上で、令和3年度の剰余金の還元を図って、予算を編成する、手数料を設定するという、その方向にもう進み始めている。もちろんスライド25の各意見のように、毎年の効率化はしっかりやっていただきたいと思うが、円滑に議論を進めていただいて、手数料の次の一歩を進めていただき、来年度以降の安定的な予算を組んでいただく、そういう段階に来ていると思うので、あまり時間をかけずに、我々も予算編成が迫っており、ぜひ円滑に速やかに進めていただきたいという思いである。よろしくお願ひ申し上げます。

(理事長)

ありがとうございます。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表監事)

1点質問と、1点意見という形で2点ある。1点目は、スライド25の参考に、「今の委員会の意見の中の三つ目」、ほかに基金のような公的機関で内部留保的なものがあるとすれば、その比較を出していただきたいと記載があり、このような機関があったのかなかったのか、あったのならばどうだったのかを、まず確認させていただければと思う。2点目は、意見という形で参考資料1について、今も議論になっていた意見があった。2ページ目の4の今後の検討等、2の内部留保及び剰余金の扱いについては継続的に検討するということが書いてあり、「手数料の交渉」について、交渉メンバーと、委員会との位置づけがどのようになっていくのかというイメージがわからなかった。どのように位置づけるのか、こういったことを整理されないと混乱すると思い、意見として言わせていただいた。

(事務局)

いわゆる事例があったかどうかというところであるが、私どもと同じように「特別の法律により設立される民間法人」の中で言うと、自動車安全運転センターが、枠でいうと15億円の経営安定化積立金という形で立っている。ただ、決算上を見ると12億円積んであるという状況になっているが、これについては、いわゆる実際に起こった収入欠損5億円の経験があったという話と、それから、この法人も民間のシンクタンク等に依頼をして、今後発生し得るリスクというものについて検討し、大体10億円ぐらいあるのではないかというふうな話で、計15億円を枠とし、実際そういう形で積んでいるというところである。

趣旨としては、私どもの、言ってみれば自動車安全運転センターもそれぞれの手数料でそういう事業を運用しているというところである。性格上も似たような考え方を取っているのかなというところである。

それから、次のご意見のところの、いわゆる検討委員会のメンバーでご意見を賜った方と今回の理事会の理事の方、それから11月から手数料協議という形で、支払側の保険者の皆様と手数料の具体的な額について協議をさせていただく。それぞれ立場が異なり、観点も異なるということであるので、議論の性格はやはり違うものだと思っている。特段混乱はないように、私ども事務局も意識的にそういう混乱のないようにさせていただきたいと考えている。

手数料の協議については、それぞれの単価であるとか、実際の動きであるとか、そういうものもしっかりと議論させていただくが、ただ今回この検討委員会で取りまとめいただいた大きなフレーム、これについては、事務局が勝手に考えたわけではなく、しっかりと提示をさせていただいて、それぞれ4者バランスの取れた意見の下でご了解をいただいた方針だという取扱いの下で、協議の場でもしっかりと説明をさせていただきたいと考えている。

(保険者代表監事)

ありがとうございます。留意点としては十分理解できた。中期財政安定ということになり、継続的にこれが続くと思う。そういった場合に、「この委員会」の位置づけをどうしていくか、組織的な議論になるかもしれないので、その辺りも斟酌しながら進めていただければと思う。

よろしくお願い申し上げます。

(理事長)

ありがとうございます。特に支出の効率化等については、保険者の皆様との手数料協議の中で、議論いただくべき部分も多々あると思っているが、予算はあくまでもこの理事会での了解がないと議決できないわけであり、4者構成の理事会の構成メンバーから、それぞれ代表を出していただいた委員会で方向性を決めていただいたこと自体は、大変重いものがあると思っているので、この方針を大きく外れるということであれば、改めて理事会でご議論いただくということも必要ではないかと思っている。

先ほどご指摘もあったように、保険者の皆様とは協議はもちろん、いろいろ議論、意見もあると思うので、承った上で編成したいと思うが、最終的には予算はこの場で決めていただくということであり、各側の代表の方で決めていただいた大枠の方針は、やはりそれを踏まえて重いものとして予算編成していく必要があると考えている。

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

それでは続いて、「レセプト及び請求支払帳票の誤送付の状況」について質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

本件の内容自体は、先日まで説明いただいたので、この場で改めて繰り返すことはしない。但し、先ほど事務局から個人情報保護委員会への報告件

数が増えているというご報告があったように、それだけ重大な事案が増えているのかと思うので、この点は遺憾と言わざるを得ない。

この件は多分に息の長い取組みで、なかなかこれをやれば未来永劫ゼロになるという手段は恐らくないのだろうし、さまざまな防止対策を行っておられることとは思うが、例えばトップダウンだけではなく、ボトムアップを積極的に取り入れるような視点はないだろうか。やはり現場に知恵があるのではないかと、思うが故である。

作業の改善というのは一種の品質向上対策だと考える。作業を行っている第一線の声や知恵を拾い上げていくような取組みだとか、第一線の皆さんの方から、うっかりこういうことがあった、あるいはすんでのところを防ぐことができたという、いわゆるヒヤリハットの報告が躊躇なくあって、そしてそれを上長が積極的に褒めるような風土が非常に大事なことはないかと考えるので、そういう風土を形成し定着させるということも併せて念頭に置きながら取り組んでいただければ有難い。

私の職場でも、やはりいろいろなことは起こる。そのたびに感じていることでもあり、組織としても大きな支払基金であるが故に、是非、今申し上げたような視点も取り入れていただければと思う。

(事務局)

いわゆる事故として表面に起こっている以前に、背景としてヒヤリハット事例がたくさんあるのではないかと。基金本部ではないが、各ブロック拠点では、しっかりとそれを把握し、また、それを還元する取組は進めている。

また、ボトムアップというところから申し上げると、いわゆる若い職員で実際この工程に、スライド30にあるような工程を担当する者から上がってきた工夫などは、すぐに事務局やセンター内で実行するとか、そういうことを配慮している事務局も多くあるので、今いただいたご指摘、こういうものも含めてしっかりと伝えていきたいと思っている。

(保険者代表理事)

よろしくお願ひ申し上げます。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

この部分については、昨年春から個人情報保護委員会への報告が義務づけられていることもあり、昨年1年間の状況を基に、昨年度の3月のこの

場でもご報告があって、そのときも発言をさせていただいたと思う。それを受けて、3か月ごとの状況報告をいただいていることを、これの取組をいただいていることは評価をいたしたい。

ただ、今も説明があったスライド28、3か月ごとの誤送付、誤配送が増えているという実態、それをどう考えるのか。特にレセプトは、要配慮個人情報そのものであり、我々ももちろん誤配送、誤送付問題は非常に深刻に捉えており、スライド30の取組にあるようなこと、これは基本中の基本である。

複数人の目で、混在しない場所で電話等も受けずに行うということは当然の取組であるが、これを人的なエラーを人的に対応することは、徹底することはもちろんであるが、もう一つ気になるのは、レセプトはこれから、来年には基本はオンライン請求になっていくが、経過的に紙での請求も残る、100%ゼロにはならない前提である。したがって、これからもレセプトというものの誤送付、誤配送は、本当に徹底的に気をつけなければいけない。またそのときに、スライド28の左側にあるような、日本郵便を介在しているもの、未到着・誤配送8件とあるが、我々もこれを問題視している。我々自身の取組とともに、この春には、日本郵便を監督している総務省側と厚生労働省側と協議をいただいた上で、我々のほうからも文書をもって日本郵便へ申入れに行った。大手町本社の日本郵便に出向いて、我々の状況も含めてお伝えをして、徹底した対策を求めて、さらに発生状況を郵便局名も含めて定期的にお知らせをして、取組を促している。

また、大量に郵便物が発生する時期には、日本郵便にお知らせして事前の注意喚起もしていただいている。日本郵便も、これは重大なことであるということで、厳格に捉えていただき、徹底を図っていただいている。この中で、特に、未到着について重大にとらえている。我々が支払基金に委託をして審査行っていたので、我々と一緒に個人情報保護委員会に支払基金から報告をいただいているわけであるが、去年、令和4年度のもので未到着が数件、未着状態で残っている。所在が分かっていない。医療機関から発見もされていない。今年も同じように発生をしている。この辺のところを、例えば我々は、保険証は発送時に、バーコードで封筒と内容物の照合もした上で機械的に発送するが、その際特定記録郵便で郵便局が引き受けたという記録を残した上で発送している。これによって、受け取ってもいないといわれるようなことは絶対に許されないこととしている。なお簡易書留での郵送は行っていない。受取人がいないものもあり、そこまでできていない。我々保険者の費用負担も生じることは覚悟の上で、まだこれからも残っていく紙のレセプトの返戻について、少なくとも特定記録郵便のような形を、ぜひご検討いただきたい。あるいはさらに徹底するのであれば、バーコードでの封筒と内容物の確認を行いながらの発送とい

うことも検討をいただきたい。

引き続き来年以降も紙のレセプトが残るわけであり、送付する数が少なくなるからこそ特定記録郵便での対応等が可能なのではないかと考えている。ぜひご検討いただきたいと申入れをする次第である。よろしく願い申し上げます。

(事務局)

ご指摘、それからご要望、申入れということである。私どもも協会けんぽでの取組をしっかりと勉強させていただきたいと思っている。

ご指摘の点は、来年の9月末、オンラインで請求のあった再審査の返送の際には、今は紙と電送で両方送るべしとなっているところが、電送のみでよいということになるので、恐らく郵便物がどのぐらい減るか、ここら辺もよく分からないところがあるが、そういうところを契機にというご提案かと思う。

これはいわゆる郵便の方法、郵送の方法を変えるについても、当然ながら料金が変わり、費用も発生するわけである。そういうところの影響、またどのぐらいのところについてこれが発生しているのか、よく見させていただきながら、受け止めさせていただきたいと思う。

また、バーコード等について、業務上の処理のご提案もいただいた。今私どもは、工程を分けて明確化をする。また、現場についても、分かりやすく紛れのないような処理方法を徹底していこうということである。そういう文脈で何ができるかということについては、考えていきたいと思っている。

(保険者代表理事)

よろしくご検討いただきたい。

(理事長)

ありがとうございます。

他に質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

この業務処理マニュアルに沿った対応というものが果たして現場の実態に即しているのかどうか、現場の声を聞いてみたらどうかと思う。そういう機会を通じて、現場でやっていてどうなのかという声を聞きながら見直していくということが必要だと思うので、今後、検討していただければと思う。

(理事長)

ありがとうございます。

ご指摘がありましたように、現場からの提案ですとか、そういうことがあれば当然改善をしていきたいと思っている。

ヒヤリハットということですので、工程を変えたことによって防げたものというのは、かなりの数が確認できているので、当面、現状として工程を改善したことによる効果というのは、一定程度出ていると考えている。今後とも現場の作業とマッチしているかどうか、よく検証しながら、必要な点については改善をしていきたいと思う。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

次の報告事項に移りたいと思う。

報告事項(3)「支払基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----
支払基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰について説明。

(理事長)

ただいまの「支払基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

それでは次に、関東審査事務センター及び京都審査委員会事務局において発生した(4)「懲戒処分」の事案について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----
懲戒処分について、
事案の概要（経緯）、被処分者の所属・職務及び処分量定、再発防止に向けた今後の取組みを説明。

(理事長)

ただいまのセンター長、事務局長の懲戒事案について、質問、意見等があればご発言ください。

本来、ハラスメントのない環境をつくるべき地方組織長において、重ねてこうした事案が起こったことについては、極めて遺憾であって、深くおわび申し上げたいと思う。

スライド37・38に、これまでの取組があるが、これまでは、ハラスメント相談員を各階に設置し、弁護士事務所という外部通報窓口を設ける。また、各フロアに案内ポスターを貼り出すなど、職場内のハラスメントを通報しやすい環境づくりに力点を置いて行ってきた。ただ、今回重ねてこうしたことが起こり、今後はより未然防止に力点を置いた取組をしていくようにしたい。先ほど申し上げたように、アンケート調査をすることによって、職場で威圧的な言動を取っている上司がいないかどうか、職場で発言しにくくなっていないかどうか、侮辱的な言動する上司がいないかどうかということで、ハラスメントに至る前にそれを把握して、指導助言をするということによって、事前にその芽を摘み取るようにしていきたいと考えている。

また、匿名の通報機能も設置して、そうしたところによってアンテナを高くし、情報をキャッチして、未然に、ハラスメントに至る前に防ぐようにしていきたいと考えている。

今回このような事案が発生したことを深くおわび申し上げるとともに、今後、再発防止に組織を挙げて取り組んでいくことをお約束させていただく。

質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

それでは続いて、定例報告に入る。

定例報告(1)「令和5年8月審査分の審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年8月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和5年8月審査分の審査状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

特段の質問、意見等がないようであれば、定例報告(2)「令和5年9月審査分の特別審査委員会審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年9月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和5年9月審査分の特別審査委員会審査状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(3)「令和5年9月理事会議事録」の公表について報告をする。

9月理事会議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である天野理事、小林理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

全体を通して質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会は、これをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、11月27日月曜日の午後3時から開催する予定とされているので日程の確保方よろしくお願い申し上げます。

令和5年10月30日

理 事 長 神 田 裕 二

保 險 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

診 療 担 当 者 代 表 理 事 大 杉 和 司